内閣官房令・省令

○内閣官房令第一号
防衛省令第一号

元号を改める政令（平成三十一年政令第百四十三号）の施行に伴い、一般定年等隊員の退職管理に関する命令の一部を改正する命令を次のように定める。

令和元年六月二十八日

内閣総理大臣　安倍　晋三
防衛大臣　岩屋　毅

一般定年等隊員の退職管理に関する命令の一部を改正する命令

一般定年等隊員の退職管理に関する命令（平成二十七年内閣官房令第一号・防衛省令第一号）の一部を次のように改正する。

別記様式第一中「平成　年」を「　年」に、「昭・平　年」を「　年」に、「平成　年」を「　年」に改める。

別記様式第二中「平成　年」を「　年」に、「昭・平　年」を「　年」に、「平成　年」を「　年」に、「平成　年」を「　年」に改める。

別記様式第三中「平成　年」を「　年」に、「昭・平　年」を「　年」に改める。

附　則

この命令は、令和元年七月一日から施行する。

府令・復興庁令・省令

○内閣府、復興庁、総務省、法務省、外務省、財務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省、防衛省令第一号

不正競争防止法等の一部を改正する法律（平成三十年法律第三十三号）の施行に伴い、並びに特別会計に関する法律（平成十九年法律第二十三号）及び特別会計に関する法律施行令（平成十九年政令第百二十四号）を実施するため、東日本大震災復興特別会計事務取扱規則の一部を改正する命令を次のように定める。

令和元年六月二十八日

内閣総理大臣　安倍　晋三
総務大臣　石田　真敏
法務大臣　山下　貴司
外務大臣　河野　太郎
財務大臣　麻生　太郎
文部科学大臣　柴山　昌彦
厚生労働大臣　根本　匠
農林水産大臣　吉川　貴盛
経済産業大臣　世耕　弘成
国土交通大臣　石井　啓一
環境大臣　原田　義昭
防衛大臣　岩屋　毅

東日本大震災復興特別会計事務取扱規則の一部を改正する命令

東日本大震災復興特別会計事務取扱規則（平成二十四年内閣府・復興庁・総務省・法務省・財務省・文部科学省・厚生労働省・農林水産省・経済産業省・国土交通省・環境省・防衛省令第一号）の一部を次のように改正する。

別紙第一号書式から別紙第五号書式までの備考中「日本工業規格」を「日本産業規格」に改める。

附　則

この命令は、不正競争防止法等の一部を改正する法律の施行の日（令和元年七月一日）から施行する。

府令・省令

○内閣府、総務省、法務省、外務省、財務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省、防衛省、令第一号

元号を改める政令（平成三十一年政令第百四十三号）及び不正競争防止法等の一部を改正する法律（平成三十年法律第三十三号）の施行に伴い、水銀含有再生資源の管理に関する命令及び水銀による環境の汚染の防止に関する法律の規定に基づく立入検査等をする職員の携帯する身分を示す証明書の様式を定める命令の一部を改正する命令を次のように定める。

令和元年六月二十八日

内閣総理大臣　安倍　晋三
総務大臣　石田　真敏
法務大臣　山下　貴司
外務大臣　河野　太郎
財務大臣　麻生　太郎
文部科学大臣　柴山　昌彦
厚生労働大臣　根本　匠
農林水産大臣　吉川　貴盛
経済産業大臣　世耕　弘成
国土交通大臣　石井　啓一
環境大臣　原田　義昭
防衛大臣　岩屋　毅